●必要税書類チャート図

下記のチャート図を参考に必要税書類を確認してください。

世田谷区で住民税が課税されている方は、証明書類の提出が不要です。
※世田谷区が保有する住民税の電子情報から確認します。

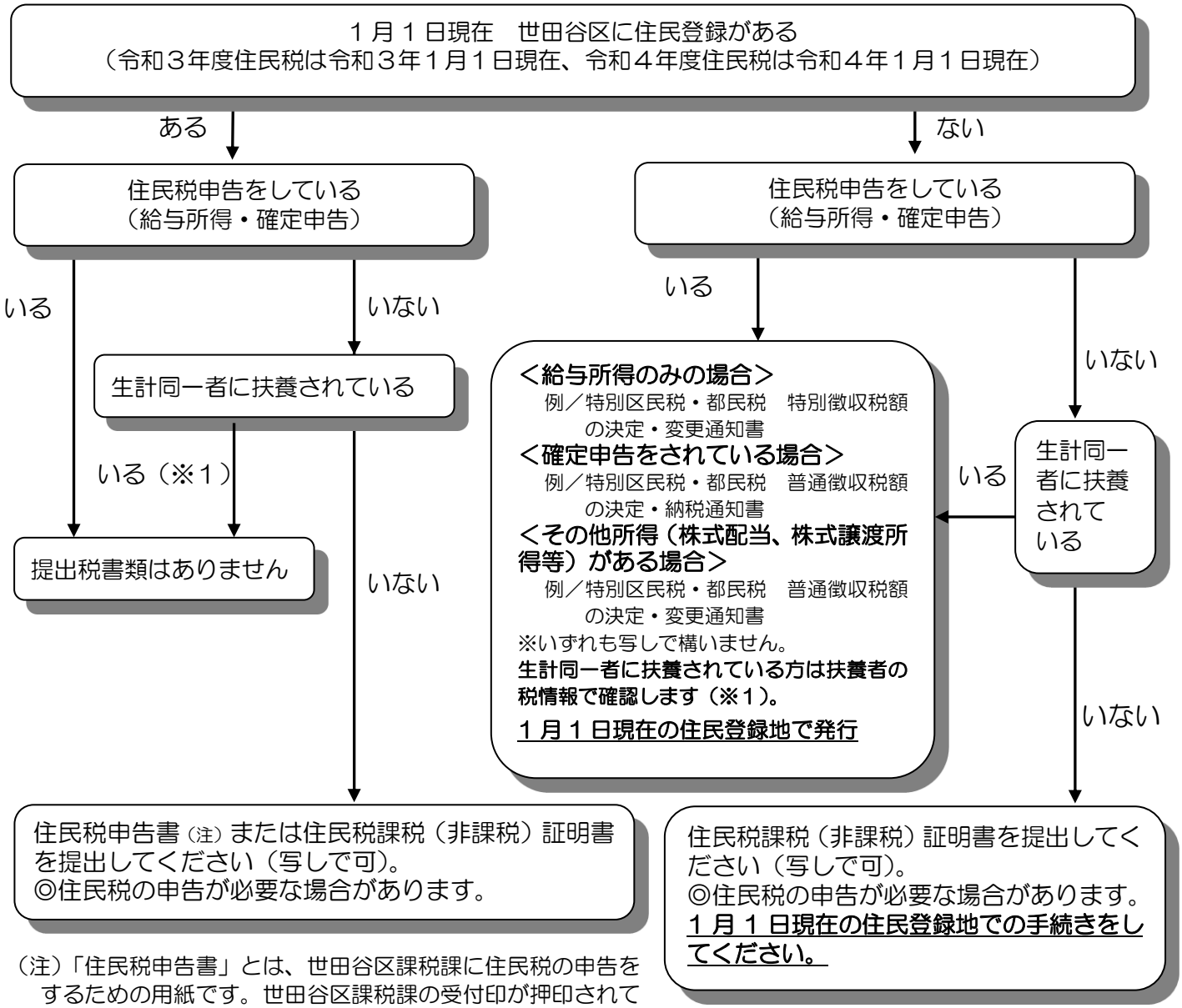

（注）「住民税申告書」とは、世田谷区課税課に住民税の申告をするための用紙です。世田谷区課税課の受付印が押印されている「住民税申告書」（写）をご提出ください。

※１）生計同一者に扶養されているが、生計同一者の所得が 1,000 万円を超える場合は、証明書類が必要です（住民税の申告が必要な場合があります）。

■課税(非課税)証明書は、前年の１月から 12 月までの所得について証明するものです。

■住民税の申告方法などは、課税課（03-5432-1111／代表）へお問い合わせください。
１月１日現在で世田谷区に住民登録がない場合、住民登録のあった市区町村役場へ申請してください。

■所得が低いか所得がない方で、所得税確定申告などの必要がない方は、補助金申請をされる前に、住民税の申告をしてください（所得がないことの確認のために必要です）。
ただし、生計同一者の扶養親族（※１）として届け出ている場合は不要です。

■日本以外の国に滞在していた方は、該当の国での所得（前年１月から 12 月分）に関する証明書および証明書の和訳を添付してください。

この他にも、区が必要とする書類の提出を求める場合がありますのでご了承ください。